

令和2年度
指定管理第三者評価報告書

令和2年12月
指定管理第三者評価委員会

第1章 指定管理第三者評価委員会の開催状況について

(1) 指定管理第三者評価委員会について

指定管理者制度導入施設の管理運営やサービス等が適正かつ効率的に提供されているかを第三者の立場から検証し、市や指定管理者へ意見を付すことで、施設運営の効率化と利用者の利便性向上を図っていくために、宮崎市指定管理第三者評価委員会（以下「委員会」という。）が設置されたところである。

今年度は、以下のとおり、指定管理者による公の施設の管理運営が協定に従い適正に実施されているか、所期の目的である市民サービスを継続的に提供することが可能か評価・検証することを目的として、令和2年度指定管理第三者評価を実施したので、その結果を報告する。

第三者評価委員

所属団体等	氏名	備考
宮崎大学 地域資源創成学部 教授	桑野 斉	委員長
南九州税理士会 宮崎支部 会員	押川 孝市	
宮崎県社会保険労務士会 副会長	吉田 新治	

<選任期間>

令和2年10月28日から令和2年12月28日まで

(2) 評価方法

評価の方法は、指定管理者から提出される令和元年度事業報告書等の確認や指定管理者及び施設所管課に施設の管理運営についてヒアリングを行った。

<確認資料>

- ・令和元年度収支計画書及び収支決算書
- ・令和元年度事業計画書及び事業報告書
- ・労務管理チェック表
- ・令和元年度実地調査確認シート及び指定管理者モニタリングチェックシート
- ・過去5年度分の収支決算に関する資料

(3) 対象施設

利用料金制を採用している施設を対象とし、今年度は指定期間2年目の施設に対する評価を行った。

※利用料金制とは施設の利用料が指定管理者の収入となるもの。

① 田野物産センター【施設所管課：田野総合支所・農林建設課】

指定管理者：有限会社 田中漬物

指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

② 道の駅田野総合案内施設【施設所管課：田野総合支所・農林建設課】

指定管理者：有限会社 田中漬物

指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

③ 道の駅高岡【施設所管課：高岡総合支所・農林建設課】

指定管理者：株式会社 アグリデザイン高岡

指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

(4) 開催状況

内 容	日 時	概 要
第1回委員会	令和2年10月28日(水)	・対象3施設の現地確認
第2回委員会	〃 11月12日(木)	・指定管理者及び施設所管課へのヒアリング
第3回委員会	〃 12月17日(木)	・報告書の作成

<第2回委員会>



<田野物産センター>



<道の駅田野総合案内施設>



<道の駅高岡>



(1) 田野物産センター 【施設所管課：田野総合支所・農林建設課】

指定管理者：有限会社 田中漬物

【①事業全般について】

- ・定期的なイベントや地元で採れた山菜の販売等、工夫して施設を運営しており、地域に根付いた施設になっている。
- ・新型コロナウイルス感染症対策としては、限られたスペースでの営業であるため、利用者が密集しやすい状況がある。消毒の徹底等できる範囲での対策は講じているが、今後、新しい生活様式への対応が求められる中で、指定管理業務が継続できるかも含めて、留意すべき。

【②収支状況について】

- ・収支決算における光熱水費について「一部計上」という説明があったが、施設運営に必要な経費はすべて計上すべきである。また、その「一部計上」についての説明が分かりづらかった。経費の区分けや計上方法について、整理を行う必要がある。
- ・現在の収支決算書では、利用料金収入で賄う管理業務と販売収益で賄う自主事業の違いが読み取れない。

【③労働環境について】

- ・業務の委託による職員の負担軽減や、十分な休憩の確保等、基本的なことは守られている。
- ・職員とパート従業員の同一労働・同一賃金や、手当の支給といった給与面での配慮もされている。

(2) 道の駅田野総合案内施設 【施設所管課：田野総合支所・農林建設課】

指定管理者：有限会社 田中漬物

【①事業全般について】

- ・道の駅については、道路に面した施設という性質上、道路利用者が少ないと指定管理者による努力のみで施設利用者を増やすことは難しい。地域全体の活性化が不可欠である。
- ・週末の悪天候や新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、経営は厳しい状況が続いているようであるが、指定管理者として、通信販売による販路拡大や地元の農産物を活かした新商品開発等の方法で状況の改善を模索している。閉鎖中のレストハウスの利活用など施設のマネジメントについて、行政側による経営改善計画の作成も必要と思われる。

【②収支状況について】

- ・収支決算における指摘事項は、田野物産センターと同じ。
- ・道の駅の指定管理者選定時に「物産センターと道の駅を一括管理することにより、指定管理料が減額になっても高いレベルのサービスを期待できる」という選定理由が挙げられているが、結果的に道の駅田野の赤字を田野物産センターの収益で補填することを前提とし、収支のマイナスを指定管理者に押し付けているような状況になっている。2施設を一括公募することについて市の方針を整理する必要がある。

【③労働環境について】

- ・事前の労務管理チェック表の回答により、適正な対応が確認できた。

(3) 道の駅高岡 【施設所管課：高岡総合支所・農林建設課】

指定管理者：株式会社 アグリデザイン高岡

【①事業全般について】

- ・指定管理者が代わったことにより、施設そのものに影響を与える分かりやすい事例であり、若い人のアイデアの実現や挑戦が地域に良い影響を与えている。
- ・施設単体だけでなく、地域資源をうまく取り込みながら事業が展開されている。
- ・昨年度は指定期間1年目ということで、施設の改装や集客等を優先した結果、手が回らない部分もあったようだが、ドッグランやイベントスペースの設置、貨客混載バスによる販路開拓等新しい事業を準備しており、地域活性化への貢献に期待できる計画となっている。

【②収支状況について】

- ・指定管理者が自己負担で行った大規模改修等の設備投資について、その帰属や会計上の処理、指定期間終了後の取扱いについて、市と指定管理者は協議の上で明確に整理しておく必要がある。
- ・施設修繕費について、所管課で早急に対応できないものを指定管理者で修繕している部分もあるようである。修繕については市と指定管理者のどちらが対応するのか、協定書におけるリスク分担に基づき、適切な対応が必要である。

【③労働環境について】

- ・事前の労務管理チェック表の回答により、適正な対応が確認できた。
- ・職員とパート従業員の同一労働・同一賃金については、適切に対応されている。

●指定管理者制度に関する意見

【①モニタリングについて】

- ・ 田野物産センターと道の駅田野のように、同一指定管理者が一体的に管理している施設について、モニタリング評価を別々に実施しているが、2施設の一体管理を条件に公募したものについては、2施設併せて評価を行うことが適切な評価になるのではないか。
- ・ 地域への貢献に対する評価についても、モニタリング評価に反映させる仕組みがあるといいので、検討いただきたい。
- ・ 時間外勤務がどの程度あるのかをチェックするために、実態が把握できる項目があったほうが良い。

【②指定期間について】

- ・ 指定管理者制度については、課題のひとつに雇用の継続がある。対策として、評価を毎年行うことを条件に期間を10年程度にする等、モニタリング評価の結果をもとに、高い評価を得た指定管理者については期間を延長することができるような仕組みの検討も必要ではないか。

【③新しい生活様式への対応について】

- ・ 新しい生活様式への対応が求められる中、利用料金収入が減る一方で、感染対策費用等新たな経費が必要となる。管理運営経費のほとんどを利用料金で賄う施設について、現在の利用料金制の仕組みの中で今後も指定管理業務を継続できるか検討が必要である。また、デッドスペースの活用などハード面に関することについては、施設のマネジメントとして行政側でも計画的に取り組む必要がある。

【④勘定科目の統一性について】

- ・ 勘定科目は法人としてそれぞれ自由に設定できるため、収支計画書・収支決算書の勘定科目の設定は各指定管理者に任せているとのことであるが、モニタリングで比較評価を行うためには、一定程度統一した方が良い。また、収支計画書・収支決算書の勘定科目ごとにその内容を示す内訳の記載を徹底してほしい。